

2022年2月7日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

COVID-19 入院患者に対する医療について公費負担者番号、 受給者番号の発行遅延の改善を求める要望書

貴職におかれましては、京都府内の新型コロナウイルス感染症対策のために、日夜ご奮闘いただき、真にありがとうございます。本会は府内で保険診療に従事する医師(保険医) 2,300人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、感染症法 37 条に基づき、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症に罹患した患者に対して、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長の判断で感染症法に基づく入院勧告等を行うこととされているところです。

当該入院患者の受け入れは感染症指定病院等に限られますが、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症患者については、「緊急事態に該当する」として、感染症指定病院等だけでなく、一般の病院でも当該患者の受け入れを行った場合に、適用されます。

現在、京都府内では新型コロナウイルス(COVID-19)感染症患者が爆発的に増え、連日増加し続けています。当会会員である府内病院でも、感染症病床以外の病床で感染症患者を受け入れて治療を行うとともに、職員の感染症対策の徹底、患者への面会の制限、入院時の検査実施等で院内感染防止に努めています。

しかし、強い感染力のため、集団感染者(クラスター)がやむなく発生した病院も出てまいりました。

感染症患者を入院させた場合、患者の申請により、保健所(保健センター)から「2826」を始めとする公費負担者番号、受給者番号が、個々に発出されると思います。しかし、現在、府内の保健所の機能は多忙を極め破綻寸前に追い込まれており、この公費負担者番号、受給者番号の発行が遅延しています。

これにより、当該患者を入院させている病院では、診療報酬明細書(レセプト)を審査支払機関に提出できず、留め置くケースが多数発生しています。経営に影響を及ぼしかねない金額になると悲鳴を上げている病院の訴えもあります。

まず、公費負担者番号、受給者番号の発行を迅速に行っていただくことをお願いしたいところですが、何らかの対応で病院の診療報酬請求に遅延が生じないシステムの構築をお願いします。例えば、COVID-19 入院患者に対する医療について、「検査」「宿泊・自宅療養」と同様、固定の公費負担者番号、受給者番号を設定し、レセプト提出以降に京都府の保健所の方で適用の可否、期間等を点検していただくなどの方法も考えられます。

なお、最後になりますが、抗原検査キット、PCR 検査試薬が底を着いた病院が出てまいりました。入院時の水際対策の強化のため、京都府において抗原検査キット、PCR 検査試薬の備蓄がありましたら、府内病院でこれらが不足している所に配布をお願いします。

以上